

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第72-21-00145号		
件名	宮町浄水場自家発電設備整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 3年 6月 23日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	5,225,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000106850 (株)明電エンジニアリング 北海道支店		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株)明電エンジニアリング 北海道支店		4,750,000					決定
(備考)							



a 03722100145 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 宮町浄水場自家発電設備整備修繕
- 2 事業者名 株式会社 明電エンジニアリング 北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、宮町浄水場に設置された停電時の重要なバックアップ設備である。

本修繕ではエンジン系統の分解点検整備・清掃・消耗品の交換及び発電系統の点検・調整を行う。

また、整備後に総合試運転・調整を実施し、停電時の浄水処理に欠かせない本設備の予防保全と機能回復を図るものである。

本修繕を行うため、緊急の際は修繕中の自家発電設備を早急に復旧する必要がある、設備の構造や特徴に精通している者でなければ迅速に復旧するのは困難である。

当該設備は(株)明電舎が設計・製造・納入したものであるが、整備修繕に必要な技術・資料についてはメーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、メーカー若しくはその保守を移管された業者でなければそれらを手に入れることができないため、整備することもできない。

そのため、(株)明電舎から直接、保守を移管された上記業者以外では、本整備修繕を行うことはできない。

以上の理由から、上記業者を特定する。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準(平成29年4月17日 総務課長決裁)」に定められる。

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第72-21-00134号		
件名	西野浄水場自家発電設備整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 3年 6月 23日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,650,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000091340 東芝インフラシステムズ(株)北海道支社		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
東芝インフラシステムズ(株) 北海道支社		1,500,000					決定

(備考)



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 西野浄水場自家発電設備整備修繕
- 2 事業者名 東芝インフラシステムズ(株) 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、西野浄水場に設置された停電時の重要なバックアップ設備である。

本修繕ではエンジン系統の分解点検整備・清掃・消耗品の交換及び発電系統の点検・調整を行う。

また、整備後に総合試運転・調整を実施し、停電時の浄水処理に欠かせない本設備の予防保全と機能回復を図るものである。

本修繕を行うため、緊急の際は修繕中の自家発電設備を早急に復旧する必要がある、設備の構造や特徴に精通している者でなければ迅速に復旧するのは困難である。

当該設備は(株)東芝が設計・製造・納入したものであるが、整備修繕に必要な技術・資料についてはメーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、メーカー若しくはその保守を移管された業者でなければそれらを手に入れることができないため、整備することもできない。

そのため、(株)東芝から直接、保守を移管された上記業者以外では、本整備修繕を行うことはできない。

以上の理由から、上記業者を特定する。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準(平成29年4月17日 総務課長決裁)」に定められる。